

一般社団法人日本医療薬学会代議員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本医療薬学会（以下「本会」とする）定款第5条に定める代議員の選出を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

(代議員の総数)

第2条 選挙選出代議員は正会員による選挙により選出し、その定数は代議員選挙を公示する年の8月31日における正会員数に45分の1を乗じて算出された数（端数切り上げ）とする。ただし、選挙選出代議員数の10%（端数切り上げ）を上限として、選挙選出代議員とは別に、選挙選出によらない代議員（以下、推薦代議員）を置くことができる。

(委員会の設置及び構成)

第3条 第1条の目的を達成するため、代議員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）及び代議員推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する5名以上の正会員をもって構成し、委員長は互選によって決定する。
- 3 推薦委員会の構成は理事会が決定する。
- 4 委員の過半数が出席しなければ委員会を開催することはできない。

(選挙管理委員会の職務)

第4条 選挙管理委員会は代議員選挙の実施及び必要な事務を行い、選挙結果を理事会及び社員総会に報告する。

(推薦委員会の職務)

第5条 推薦委員会は推薦代議員候補者を選出し、結果を理事会及び社員総会に報告する。

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権及び被選挙権を有する者)

第6条 選挙権を有する者は、代議員選挙を公示する年の8月31日現在、本会の正会員資格を有し会費を完納している者とする。

第7条 被選挙権を有する者は、代議員選挙を公示する年の8月31日現在、5会計年度以上連続して本会の正会員であり会費を完納している者とする。

(立候補の届け出)

第8条 代議員選挙に立候補する者は、所定の方法により選挙管理委員会が指定する日までに届け出なければならない。

- 2 新規に立候補しようとする場合は、現職代議員2名の推薦を得て、所定の立候補届出書を選挙管理委員会に届け出る。ただし、現職の代議員が次期代議員選挙に立候補する場合は推薦人を必要としない。
- 3 1名の代議員が推薦可能な候補者は、一選挙につき3名以内とする。

第3章 投票

(選挙の方法)

第9条 投票はインターネットを介したオンライン投票システムにより行う。

- 2 選挙管理委員会は立候補者の資格を確認したのち、①候補者氏名、②勤務先、③本会の役員の別、④前回代議員の別、⑤本会指導薬剤師・認定薬剤師の別、⑥入会年度、を記載した立候補者名簿を作成し、投票期間の初日の14日前までにホームページへ掲載するなどの方法で公示する。

- 3 選挙管理委員会は立候補者が代議員定数内の場合は、選挙を行うことなく当選人を決定することができる。

(投票の方法)

第10条 投票は一人5票以内とし、無記名連記で行う。

第4章 開票

(立会人)

第11条 開票に際して立会人を置く。

- 2 立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。

(無効投票)

第12条 投票の効力は選挙管理委員会が判定する。

第5章 代議員の決定

(選挙選出代議員の決定)

第13条 選挙選出代議員は、立候補者の中から有効得票数が多い者の順に決定する。

- 2 有効得票数が同数の立候補者があるときは、本会指導薬剤師取得者、認定薬剤師取得者、会員歴の長い者の順とし、なお同等の場合は抽選により選挙管理委員会がその順位を決定する。

(推薦代議員の選出と決定)

第14条 推薦委員会は、選挙選出代議員の選出結果を踏まえ、第2条に基づく推薦代議員を選出する。なお、推薦代議員は、正会員の中から選出する。

- 2 推薦代議員の選出結果は理事会及び社員総会で承認を得る。選挙選出代議員及び推薦代議員を決定した後は、両者を一律に扱い区別しない。

第6章 補則

(細則)

第15条 定款及び本規程に定めるもののほか、代議員の選出について必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本規程は、平成24年8月9日から施行する。

平成22年10月22日 第5回定例理事会作成
平成24年 6月11日 第3回定例理事会改正
平成24年 8月 9日 第4回定例理事会改正